

## 市第 192 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

### <議案の概要>

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により、地方公務員法の改正が平成28年4月1日に施行されます。

法改正により、地方公共団体においては、給与に関する条例（以下「給与条例」）に「等級別基準職務表」を定めることとされました。

そのため、これまで人事委員会規則に規定していた「等級別基準職務表」を給与条例に定めるなど、規定の整備を行うため、関係条例の改正を行います。

### <「等級別基準職務表」を給与条例に定めることとした法の趣旨>

「等級別基準職務表」は、「職員の職務」を「給料表の各等級」に分類する際の基準を定めるもので、給与条例に規定することにより、議会審議等を通じて職務給の原則※を一層徹底することを目的としています。

※職務給の原則：「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とする原則（地方公務員法第24条第1項）

## 1 改正する条例

- (1) 横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号）
- (2) 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 17 年 12 月横浜市条例第 115 号）
- (3) 横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 47 年 3 月横浜市条例第 1 号）
- (4) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和 26 年 12 月横浜市条例第 61 号）
- (5) 横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）

※ (1)には一般職職員の基準職務表を、(2)には特定任期付職員の基準職務表を定めます。

※ (3)～(5)については、地方公務員法改正による条ずれ等の規定の整備を行います。

## 2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

【参考】一般職職員の基準職務表

別表第7 等級別基準職務表

給料表	職務の級	職務
行政職員給料表	1級	基礎的な知識、技術又は経験により業務を行う職務
	2級	高度の知識、技術又は経験を必要とする職務
	3級	特に高度の知識、技術又は経験を必要とする職務
	4級	1 係長の職務 2 公の施設等の長等の職務 3 専任職の職務
	5級	1 課長補佐の職務 2 相当の知識、技術又は経験を必要とする公の施設等の長等の職務
	6級	1 室長又は課長の職務 2 困難な業務を行う公の施設等の長等の職務
	7級	1 副本部長又は部長の職務 2 困難な業務を行う室長の職務 3 特に困難な業務を行う公の施設等の長等の職務 4 福祉保健センター長の職務
	8級	1 本部長、局長、区長又は理事の職務 2 特に困難な業務を行う室長の職務 3 会計管理者の職務
消防職員給料表	1級	消防士の職務
	2級	消防士長の職務
	3級	1 消防司令補の職務 2 相当の知識、技術又は経験を必要とする消防士長の職務
	4級	消防司令の職務
	5級	相当の知識、技術又は経験を必要とする消防司令の職務
	6級	消防監又は消防司令長の職務
	7級	消防正監の職務
高等学校等教育職員給料表	1級	教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
	2級	相当の知識、技術又は経験を必要とする教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
	3級	主幹教諭の職務
	4級	教頭の職務
	5級	校長又は校長代理の職務
技能職員等給料表	1級	技能職員の職務
	2級	相当の技能的経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
	3級	高度の技能的経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
医療職員給料表	1級	医師又は歯科医師の職務
	2級	係長の職務
	3級	課長の職務
	4級	1 部長の職務 2 福祉保健センター長の職務
	5級	1 局長又は理事の職務 2 保健所長の職務

(備考)

この表において「公の施設等の長等」とは、公の施設、事務所及び事業所に置かれた長、副所長等をいう。

【参考】特定任期付職員の基準職務表

号給	基 準 と な る 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務